「日本一マナーの良いまち・大東市」をめざして

みんなで守ろう！！

大東市マナー条例

平成27年10月1日に、条例の一部改正をしました。

やめよう！マナーに反する迷惑行為

1. ごみを投棄すること

たばこの吸い殻は吸い殻入れに
ガムをかんだ後は、紙に包んでくずかごへ

2. ペットのふんの放置その他のペットの管理を怠ること

3. 自転車等の放置および他人に迷惑を及ぼす自転車の運転をすること

4. 他人に迷惑を及ぼす喫煙をすること

喫煙は決められた場所で

5. 他人に迷惑を及ぼす花火をすること
6. 危険なボール遊びをすること
7. 自動車を放置すること
8. スケートボード等を使用すること
9. 落書きをすること
10. 土地および建物の管理を怠ること
11. 定められた方法でのごみの排出を怠ること
12. 他人に迷惑を及ぼす自動車の駐車をすること
13. 野良犬、野良猫、カラス、鳩等に対して給餌をすること

マナーを守って
笑顔あふれる
美しいまちをつくりましょう

マナー条例制定都市　大東市